

# 宗教法人普済寺永代供養塔「寂 静」使用規則

## 第一条（規定）

1. 本規則は宗教法人普済寺が設置し運営する永代供養塔を使用するにあたり、納骨及び供養に関する必要な事項を含め、その管理運営が適切に行われるよう規定する。

## 第二条（名称及び管理運営について）

1. 施設名称は普済寺永代供養塔「寂靜」とし、管理運営主体は宗教法人普済寺、管理責任者は代表役員（普済寺住職）とする。

## 第三条（使用資格と制限について）

1. 使用者は普済寺の壇信徒に限らず、その宗旨は問わない。但し、継承者がいないなど、先祖の無縁化を心配されている方を優先する。
- ※ 永代供養塔は、継承者に代わって「永代に渡りお寺が永代供養塔を維持管理し、供養することを約束するお墓」のことであるが、委託者の在世中に年忌法要等を不要とするものではない。
2. 永代供養塔の使用は、人骨（焼骨）に限る（動物等の使用は不可）。
3. 使用者及び申込者は当寺の行事に参加することが出来る。

## 第四条（契約の手続きについて）

1. 申し込みは使用者の在世中、死後（ご遺骨受け入れ）のいずれも可とする。
2. 申込者は永代供養塔使用申込書を当寺に請求し、下記の必要書類を添えて永代供養塔使用料を管理責任者（普済寺住職）に納入した後、使用許可証の交付を受ける。

### 必要書類

- ・ 使用者在世中の申し込み・・・使用者の住民票の抄本
- ・ 使用者の死後の申し込み・・・戸籍（除籍）謄本及び火（埋）葬許可証
- ・ 改葬・・・改葬許可証、改葬の靈位が分かる書類（過去帳等）

3. 改葬の場合は、改葬元の建造物が当寺の敷地内、外でそれぞれ下記に従う。
  - ・ 当寺敷地内の場合  
改葬元の建造物を申込者の責任において撤去し、更地に復し、管理責任者（普済寺住職）の確認を受ける。
  - ・ 当寺敷地外の場合  
現在埋葬されてある他寺院又は靈園の管理者から必ず承諾を得る。
4. 永代供養塔使用申込書の記載事項に変更があったときは、訂正の旨速やかに管理責任者（普済寺住職）に届け出る。

## 第五条（納骨及び管理と供養等について）

1. 永代供養塔使用料の納入をもって領収書及び使用許可証を発行し、永代供養塔名簿に必要事項を記載する。
2. 納骨の際は個別に供養する。
3. 納骨はご遺骨を骨壺のまま永代供養塔内にある期間安置し、その後合祀する。また、納骨後のご遺骨の返還は、その形式上、原則として応じられない。

## 第六条（永代供養塔使用料について）